

令和4年4月8日
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社ビー・エム・ヨコハマ（所在地神奈川県横浜市）に対して、指名停止措置を行ないました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 横浜海事記者クラブ
竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会

問い合わせ先

総務部契約課長

カハラ トシキ

河原 利幸 （内線2511）

総務部契約課課長補佐

コバヤシ カズオ

小林 和生 （内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

○総務部契約管理官

タガチ ムコ

田口 由美子 （内線5880）

○総務部経理調達課長

イワタニ トモコ

磯谷 智彦 （内線5870）

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止対象業者	住所
株式会社ビー・エム・ヨコハマ	神奈川県横浜市中区長者町3丁目8-13

2. 指名停止措置期間

令和4年4月8日～令和4年6月7日まで 2箇月間

3. 指名停止措置の範囲：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、関東地方整備局港湾空港部発注の「令和4年度首都圏臨海防災センター警備等業務」において、調査基準価格を下回る入札額であったため、低入札価格調査の資料提出を依頼したが、仕様内容を満足するのが厳しいことを理由にこれを拒否した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、低入札価格調査を拒否したことは信頼関係を著しく損なう行為であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

措置要件	期間
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内